

最近の畜産をめぐる情勢について

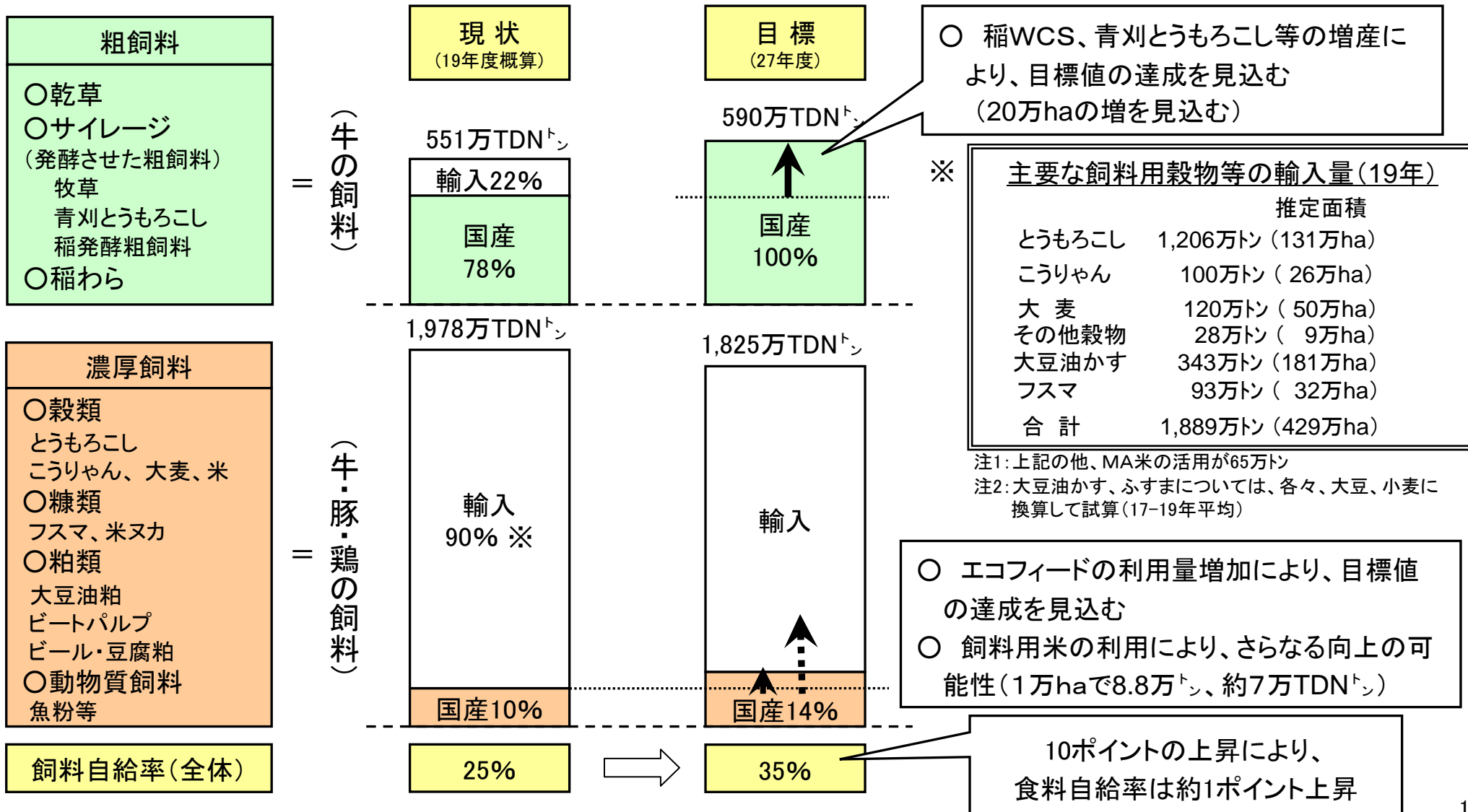
生産局畜産部

平成20年10月27日

農林水産省

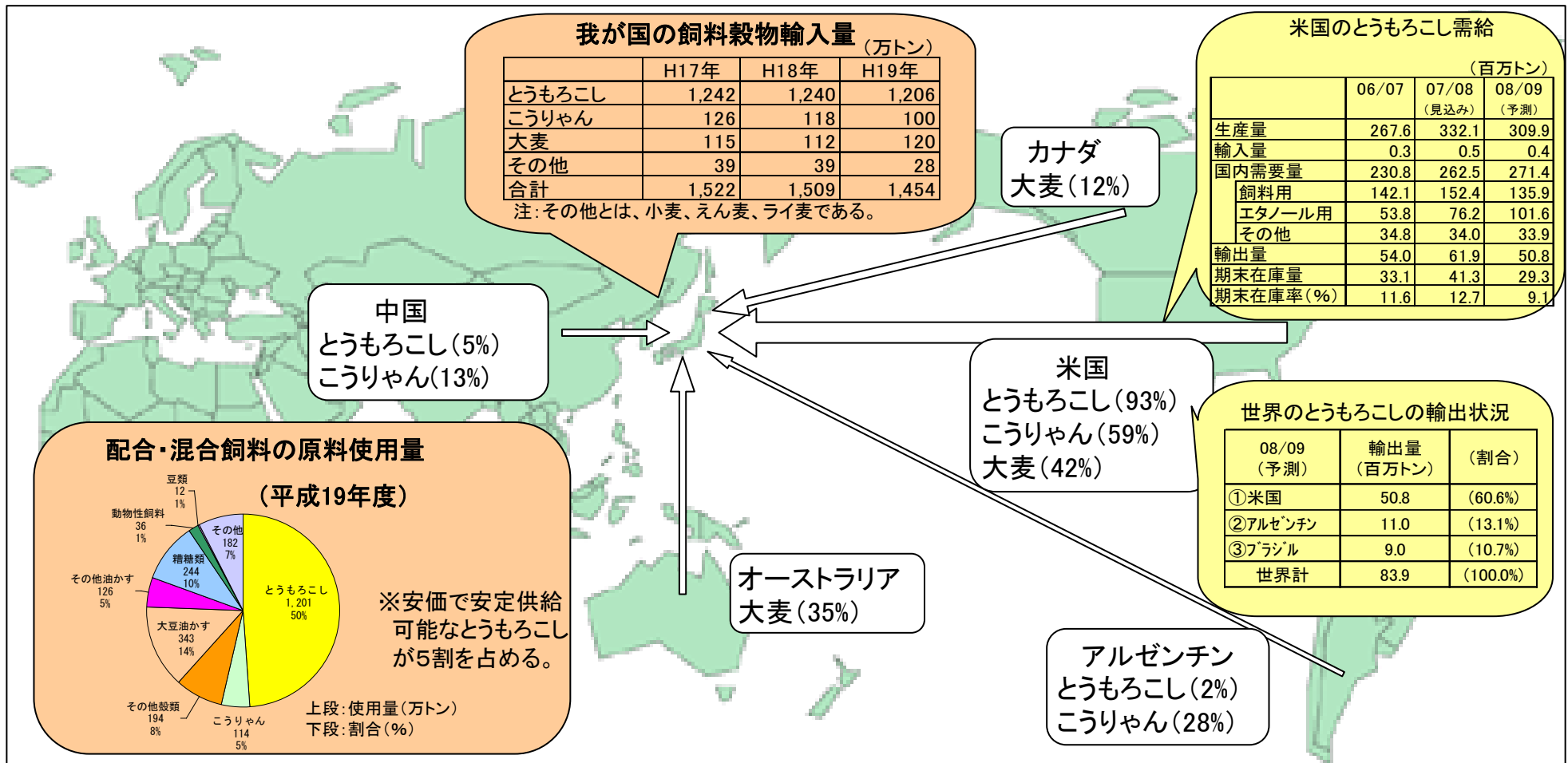
飼料自給率の現状と目標

- 現在は、輸入乾草と競争力のある粗飼料の増産を中心として飼料自給率の向上を目標に施策を展開。
 - 主要な飼料用穀物等の輸入量は、年間1,889万トンあり、海外の約429万ha(推定)の耕地に依存。
- ※ 我が国の耕地面積(本地)は446万^{ヘクタール}



我が国の飼料原料の輸入状況

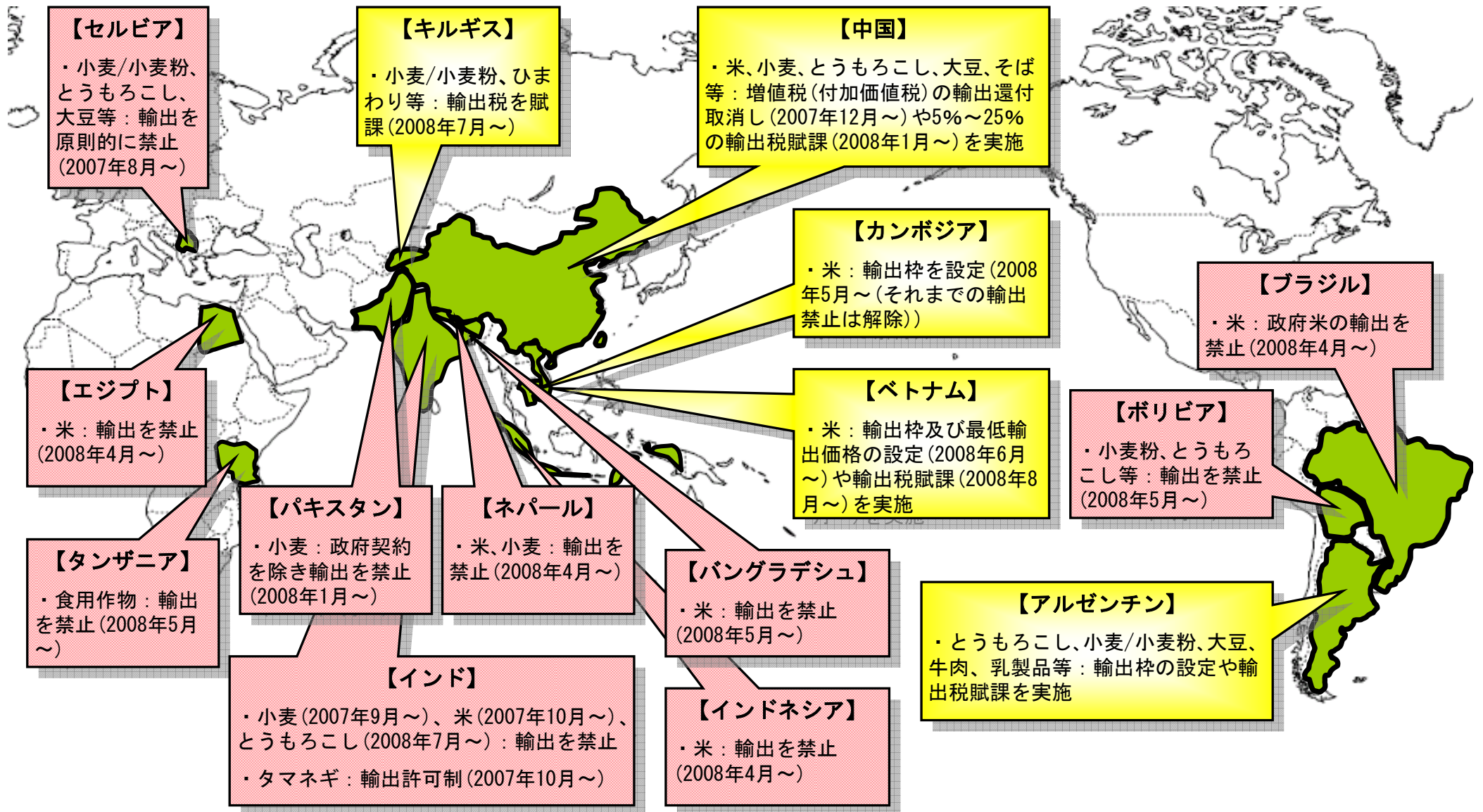
- 飼料穀物の輸入量は、家畜飼養頭羽数の動向を反映し、近年、横ばいまたは減少傾向で推移。主な輸入先国は、米国、中国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特にとうもろこし・こりゃん・大麦の輸入先は、米国・オーストラリア等に大きく依存。とうもろこしについては、米国でエタノール用需要が、中国で飼料用需要がそれぞれ増加基調で推移しており、需給構造に変化。



注: 括弧内の%はH19年次輸入量の各穀物の国別シェア

資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (October 10, 2008)」、USDA「World Market and Trade (October, 2008)」

農産物の輸出規制の現状



資料：農林水産省作成（平成20年9月現在）

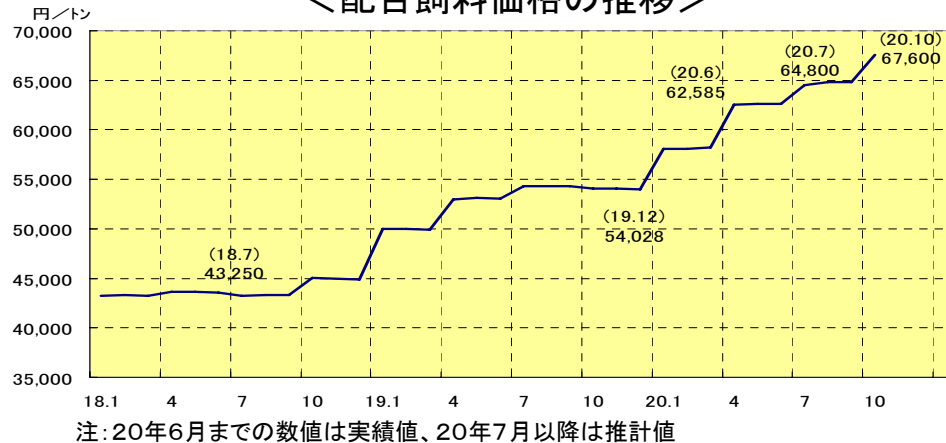
■ は輸出禁止、■ は輸出税の賦課、輸出枠設定等

注：ウクライナが小麦、とうもろこし等に輸出枠を設定、ロシアが小麦、大麦に輸出税を賦課、カザフスタンが小麦の輸出を禁止したが、本年既に撤廃されている。

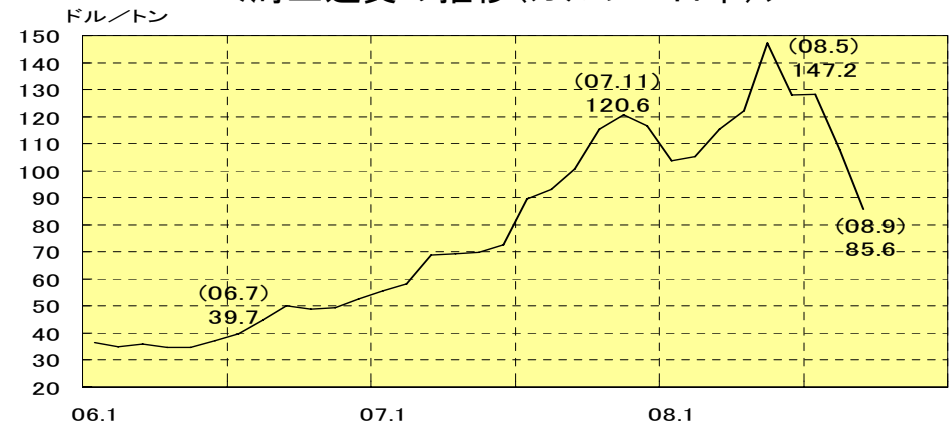
配合飼料価格に影響を与える要因の価格動向

- 配合飼料価格には、原料割合として50%を占めるとうもろこしや15%を占める大豆油かすの価格のほか、海上運賃や為替相場が影響。
- とうもろこしの国際価格(シカゴ相場)は、バイオエタノール向け需要の増加等から高騰し、一時は主要産地の天候不順等もあり大幅に上昇したが、直近では100ドル台半ば/トン(4ドル台前半/ブッシェル)で推移。大豆油かすについても、とうもろこしと同様の動き。
- 海上運賃(フレート)は、堅調な船舶需要や原油価格の高騰の影響等により上昇傾向で推移してきたが、直近では90ドル/トン程度で推移。一方、為替相場は、本年3月以降円安傾向で推移してきたが、直近では100円/ドル台で推移。

＜配合飼料価格の推移＞



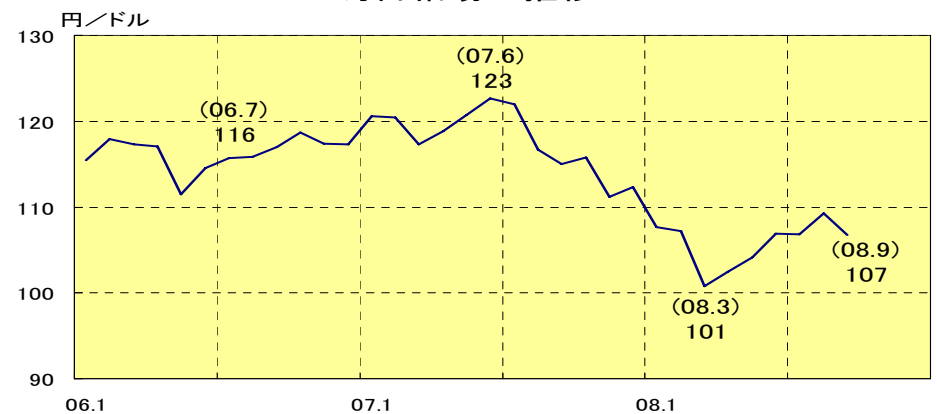
＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



＜為替相場の推移＞



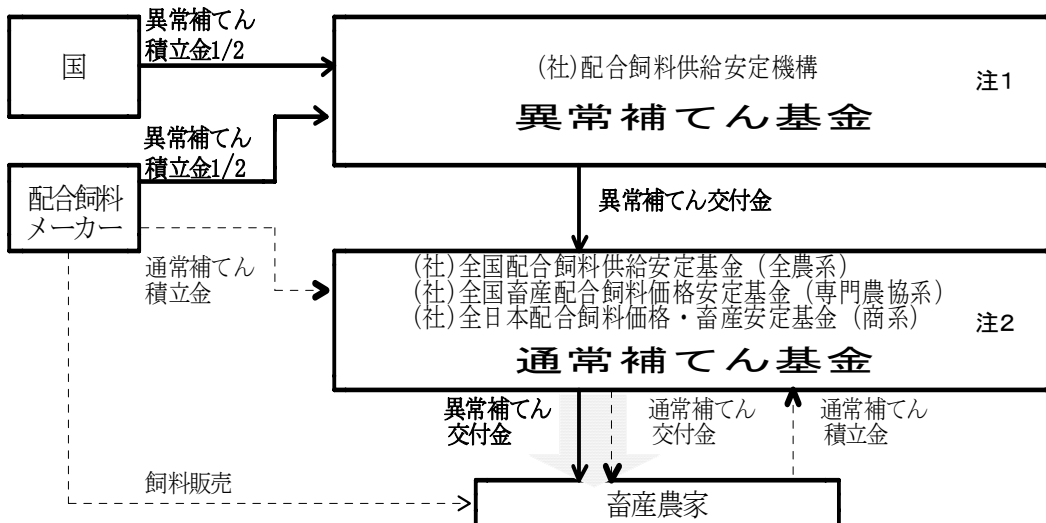
配合飼料価格安定制度と価格差補てんの状況

- 配合飼料価格安定制度は、①民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立による「通常補てん」と、②異常な価格高騰時に通常補てんを補完する「異常補てん」(国と配合飼料メーカーが積立)の二段階の仕組みにより対応。
- 最近では、「通常補てん」が18年10～12月以降9期連続して発動し、19年7～9月期以降4期連続で農家実質負担額の上昇を4%に抑える追加的な補てんが発動。また、「異常補てん」が19年1～3月期以降3期連続及び20年4～6月期で発動。
- 平成20年度予算として、①異常補てん基金の積立(国負担分60億円、民間負担分と合わせて120億円)、②通常補てん基金の財源不足時の借入に対する異常補てん基金からの利子助成を措置。
- また、制度の基本的機能を維持するため、20年7～9月期以降については、①特例的に異常補てんの発動基準を引き下げる(115%→112.5%)とともに、②通常補てん基金の財源不足分(約350億円)を無利子で貸付け。ただし、③通常補てんにおける4%追加補てんを停止。

1 制度の目的

配合飼料価格の変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図る。

2 制度の仕組み



注1 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合、超えた額

注2 ・配合飼料価格が直前1か年の平均と比べ上回った場合、上回った額
 (ただし、異常補てんが発動した場合は、異常補てん額を控除した額。)
 ・配合飼料価格が直前四半期の配合飼料価格から補てん金を除いた額(補てんが無い場合は配合飼料価格)に104%を乗じて得た額を超える場合、その超える額

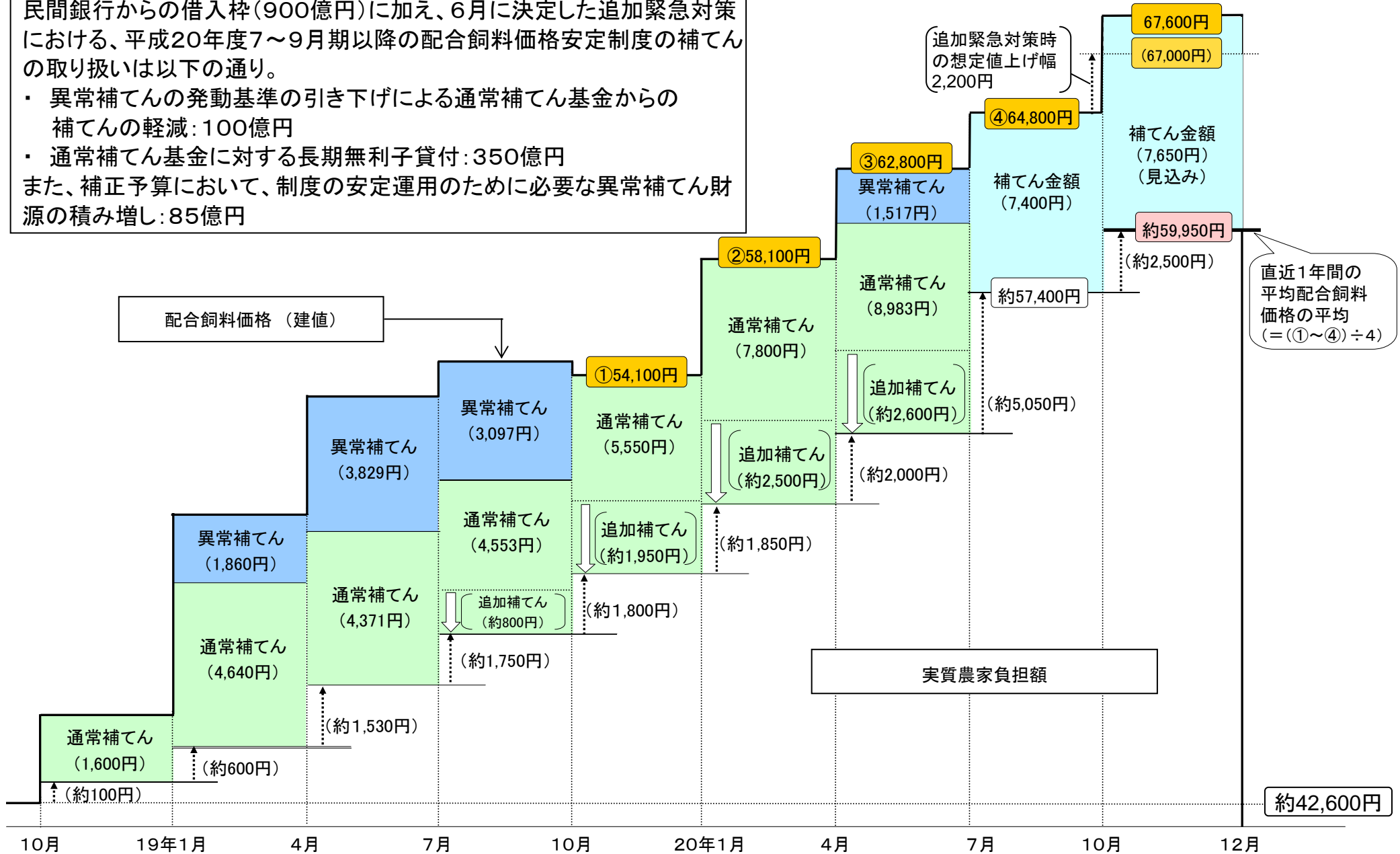
配合飼料価格安定制度による補てんの実施状況

民間銀行からの借入枠(900億円)に加え、6月に決定した追加緊急対策における、平成20年度7～9月期以降の配合飼料価格安定制度の補てんの取り扱いは以下の通り。

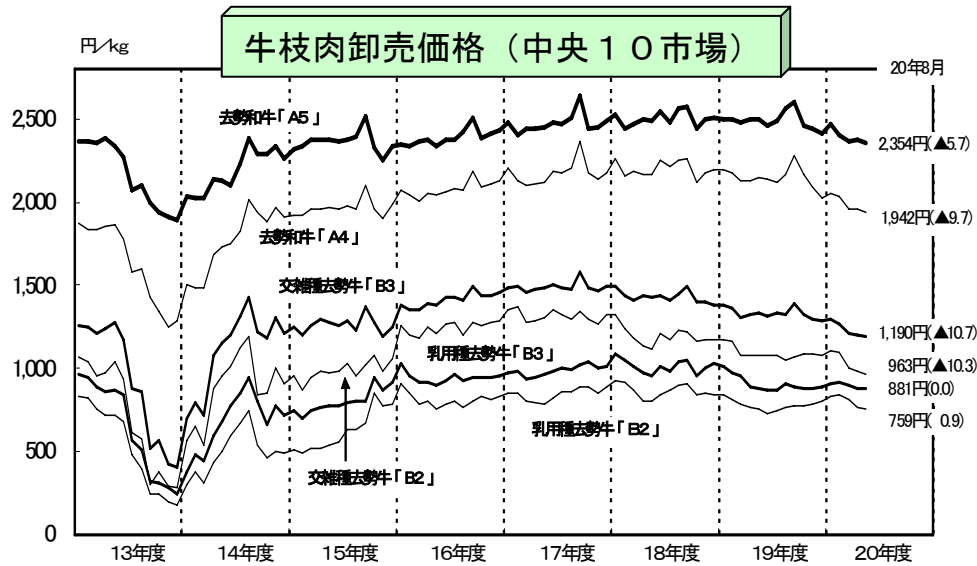
- ・ 異常補てんの発動基準の引き下げによる通常補てん基金からの補てんの軽減:100億円

- ・ 通常補てん基金に対する長期無利子貸付:350億円

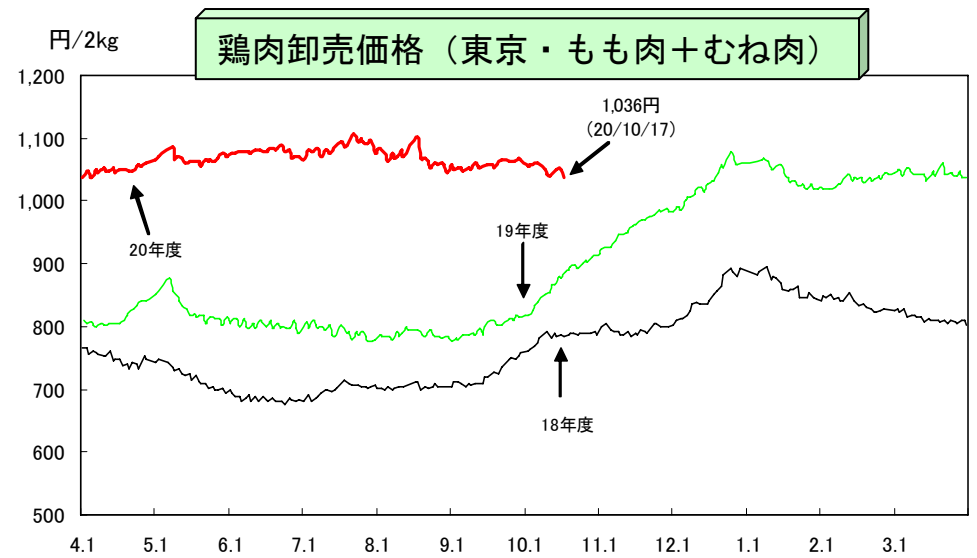
また、補正予算において、制度の安定運用のために必要な異常補てん財源の積み増し:85億円



牛・豚枝肉価格及び鶏肉、鶏卵価格の推移

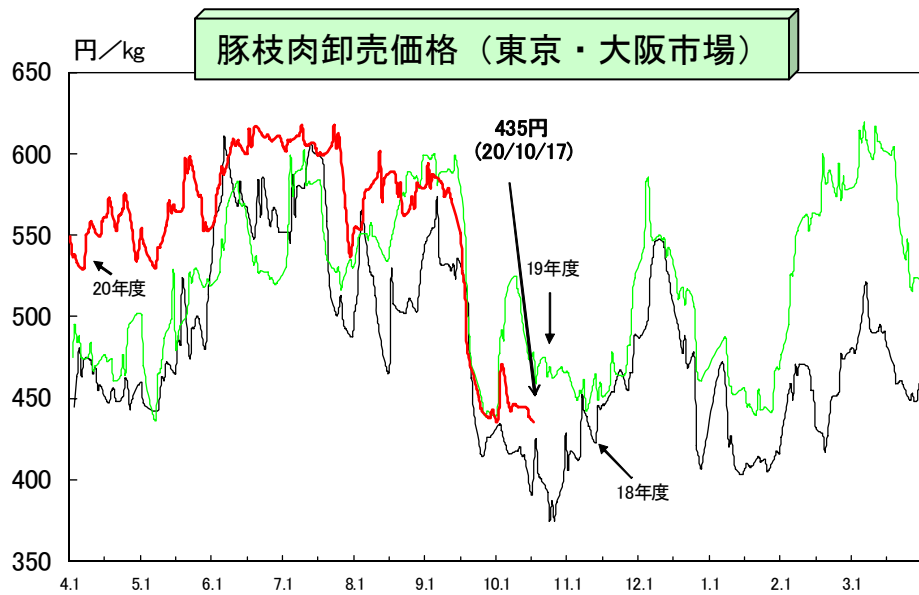


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」



資料: 日本経済新聞調べ

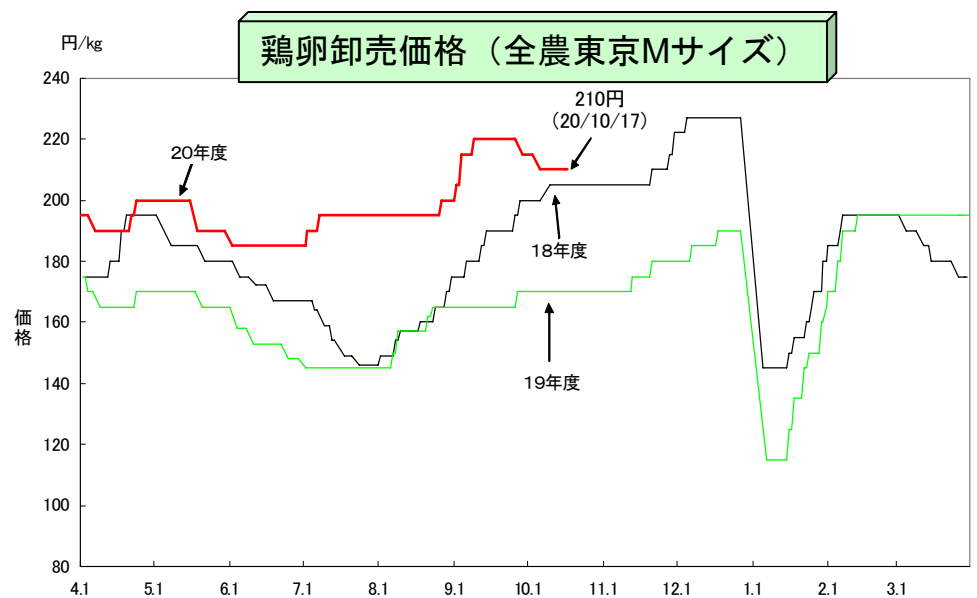
注: もも肉とむね肉の1kg当たり価格を単純合計したものである



資料: 「畜産物市況速報」農林水産省統計部

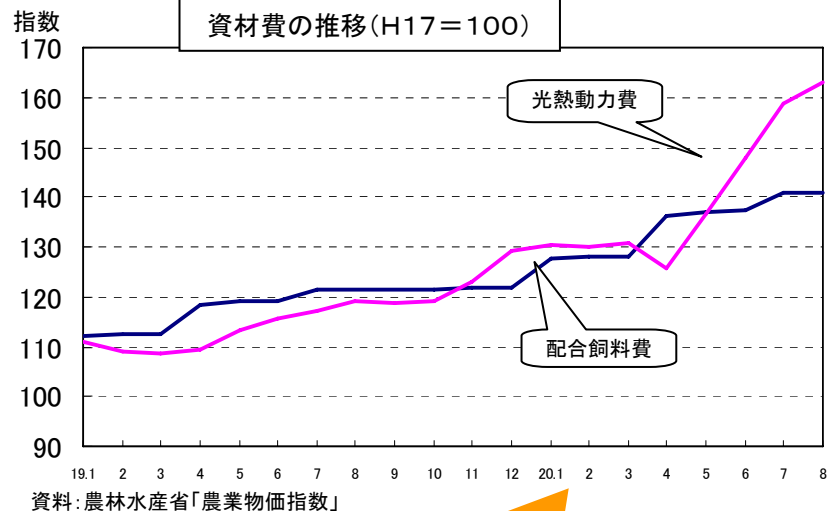
注1: 東京大阪食肉市場の生体搬入物の頭数加重平均価格である。

注2: 土・日曜日、祝日の価格を除く。



国産牛肉生産の現状

生産



資材上昇によるコストアップ

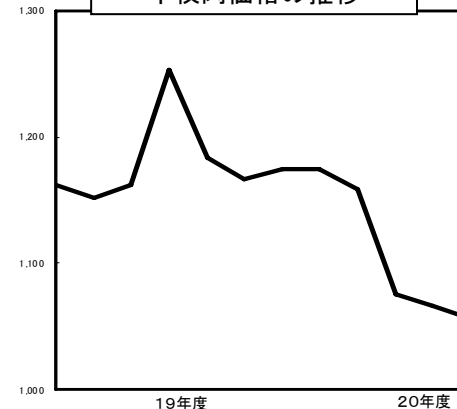
消費

牛肉家計消費の推移(対前年比)

17年	18年	19年	20年 (4~8月)
+0.7	-22	-0.3	-4.6

資料: 総務省「家計調査」

円/kg 牛枝肉価格の推移



消費減→枝肉価格低下

肉用牛生産農家はコストアップと枝肉価格の低下によるダブルパンチにより経営が悪化

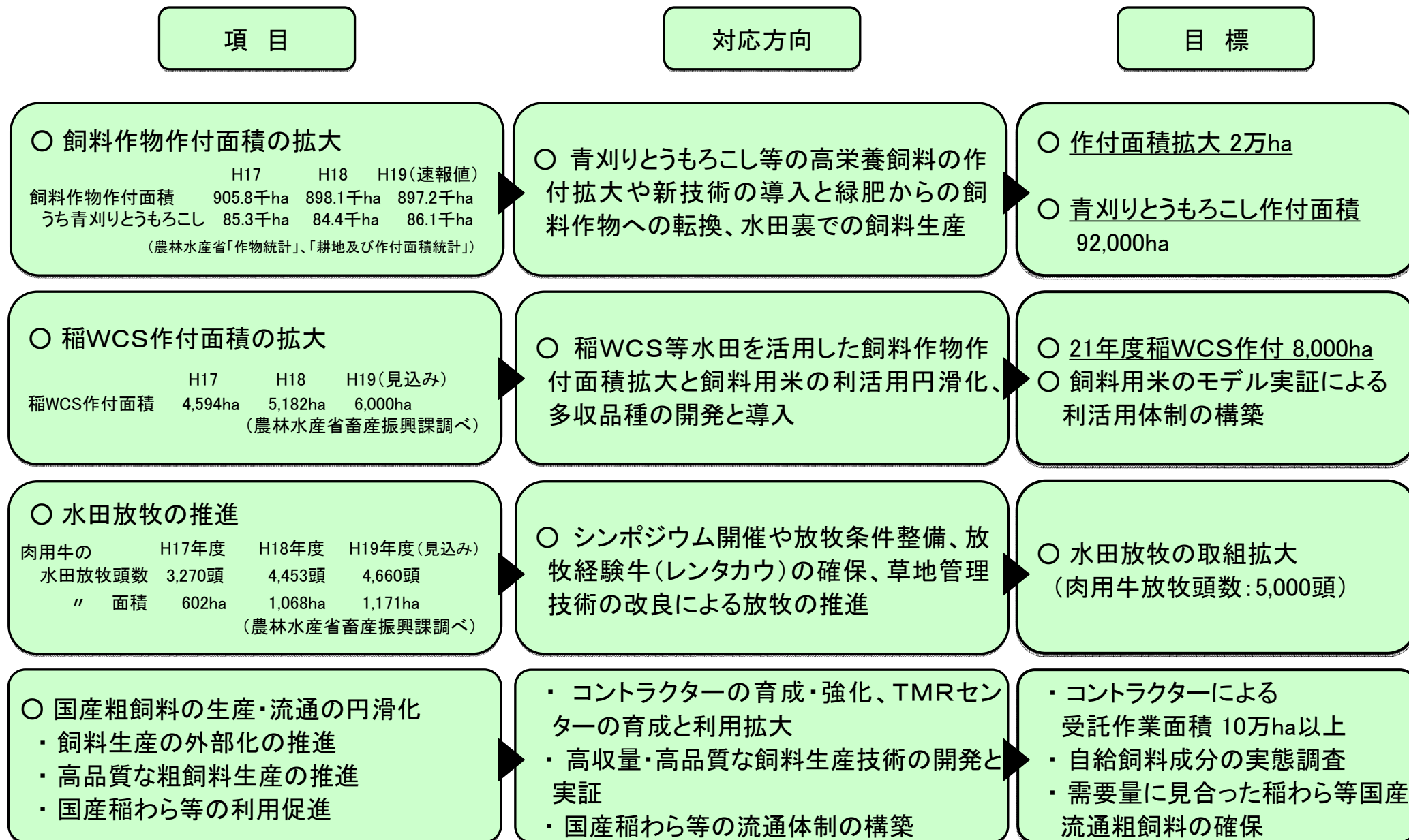
国産牛肉の消費拡大が必要!

国産食肉の消費拡大対策

- 牛肉の消費は、BSEの発生の影響等により減少し、その後回復したものの現在でもBSE発生以前の水準には達していない状況。さらに、最近では諸物価の上昇を背景に、食肉の中で比較的単価の高い牛肉の消費がさらに低迷。
- 食肉の自給率を向上させるためには、輸入食肉のシェアを国産に置き換えることが必要。
- また、国産牛肉を中心に消費拡大を図るため、
 - ①国産食肉の需要増大推進、②食肉の機能性・有用性等の知識の普及、③食肉に対する消費者の理解醸成を重点に取組。

	対応方向	主な取組状況
①国産食肉の需要拡大の推進	国産食肉の販路拡大、販売促進の支援 <ul style="list-style-type: none"> •地域の農業祭などを活用した普及啓発 •国産牛肉地域ブランド化の取組支援の強化 •牛肉を中心とした輸出の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産フェア、農業祭など各地域におけるイベントを活用した国産食肉の普及啓発(23ヶ所) ○店頭試食会、キャンペーン等による販売促進や販促資材の提供(15ヶ所) ○和牛統一マークの活用による国産和牛の差別化、海外での和食に合うカット技術等の普及(2ヶ所)
②食肉の機能性・有用性等の知識の普及	機能性・有用性を分かりやすく的確にアピール <ul style="list-style-type: none"> •専門家・研究者による正確な情報の提供 •科学的・学術的な情報の質・量の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等研究機関への調査研究委託(食肉の生理活性物質に関する研究等)による基本データの収集(7テーマ) ○健康を考えるシンポジウムや雑誌等への掲載により、食肉の機能性(牛肉には脂肪の燃焼に不可欠なカルニチンや老化を抑える抗酸化物質が多く含まれていること等)を消費者にアピール(シンポジウム12ヶ所、セミナー40ヶ所、雑誌5紙に掲載)
③食肉に対する消費者の理解醸成	食肉の生産、安全性等に関する理解醸成 <ul style="list-style-type: none"> •出張講座や産地との交流を通じた理解醸成 •食肉に関する相談・情報提供体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○生協会員等の消費者や都市部の商店街店主と、生産者との交流会の開催(産地交流40ヶ所、出張講座60ヶ所) ○食肉の情報に関するHPの開設、都道府県、食肉団体等のHPとの相互リンクなど、食肉に関する情報提供ネットワークの強化

飼料自給率向上に向けた平成20年度行動計画(抜粋)



国産飼料の生産・利用拡大の取組

- ・ 輸入飼料原料に過度に対応した畜産から、国産飼料に立脚した畜産に転換するため、次のような取組を実施中。
 稲発酵粗飼料生産・利用拡大や稲わらの利用拡大、水田放牧の取組
 耕作放棄地等への飼料作付や放牧の取組
 コントラクターやTMRセンターの育成
 エコフィード等未利用資源の利用推進
- ・ また、国産飼料の更なる拡大のため、高収量・高TDN作物、効率的な収穫・調製・給与技術の開発を推進。



○ 水田の活用(耕畜連携)

- ・ 稲発酵粗飼料
- ・ 飼料用米の利活用
- ・ 水田放牧
- ・ 水田裏利用
- ・ 稲わら



○ 集約放牧(酪農)

- ・ 購入飼料費の節減
- ・ 労働時間節減



○ コントラクター

- ・ 収穫労力軽減
- ・ 生産費用の節減
- ・ 所得の増加



○ 耕作放棄地の活用(繁殖牛放牧)

- ・ 飼料費の節減
- ・ 農地の保全
- ・ 獣害防止



○ TMRセンター

- ・ 飼料給与時間の短縮
- ・ 生産乳量の増加
- ・ 飼養規模拡大



- 青刈リトウモロコシの拡大
- 高位生産性草地への転換

- ・ 単収の向上
- ・ 生産費用の軽減



○ エコフィード等未利用資源の利用推進

- ・ 飼料原料の多元化
- ・ 未利用資源の有効活用(食品残さ・DDGS等)



稲発酵粗飼料の作付拡大

- ・ 稲発酵粗飼料(稲WCS)は、稲作農家にとっては作りやすく、畜産農家にとっては飼料価値の高い「飼料作物」として、転作田での作付が増加。
 - ・ 最近では、稲作農家により構成される生産組織が専用機械を導入して収穫し、畜産農家へ販売する事例も増加。
- 注: 稲WCSとは、稲の穂と茎葉を丸ごと乳酸発酵させた粗飼料(ホールクロップサイレージ: Whole Crop Silage)のことをいう。

○ 稲WCSをめぐる状況

[トピックス]

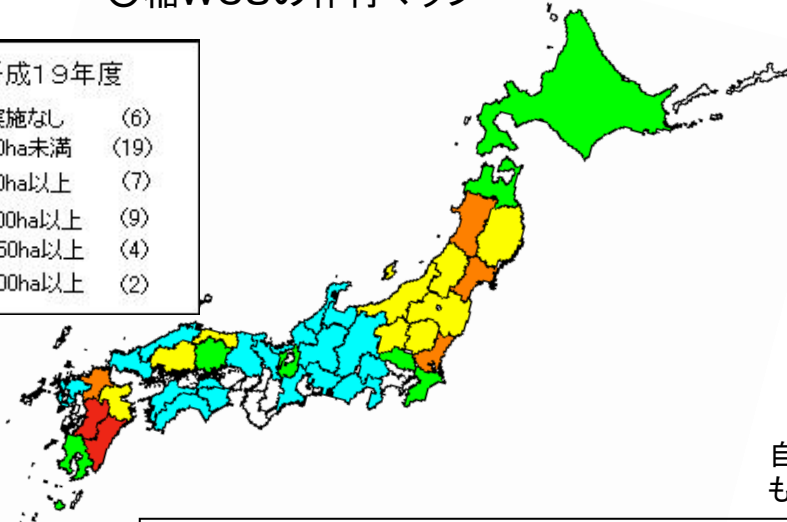
- 新品種(稲WCS専用)の開発
16年度2品種(夢あおば、ニシアハ)
17年度2品種(べこあおば、リーフスター)

[課題]

- 直播き等の低コスト栽培技術の普及
- 栄養収量の高い専用品種の開発

転作作物を作付けていない水田の活用
(夏期全期不作付地 279千ha(18年))

○ 稲WCSの作付マップ



ラッピングサイレージ



自走式専用ロールベラーの利用も増加(18年度までに127台導入)

○ 稲発酵粗飼料の作付面積の推移 (単位: ha)

年度	全国	熊本県	宮崎県	宮城県	秋田県	福岡県	茨城県	大分県
昭和60	309							
平成7	23							
12	502	139	225	9	—	—	—	6
13	2,378	615	538	111	85	77	60	46
14	3,593	995	817	143	160	133	70	107
15	5,214	1,348	912	190	290	202	96	171
16	4,375	1,064	851	158	284	173	146	171
17	4,594	994	862	182	286	190	205	231
18	5,182	1,123	986	249	311	203	223	222
19	6,339	1,412	1,176	494	334	284	252	232
21(目標)	8,000							

資料: 農林水産省生産局調べ

○ 稲WCS作付・利用拡大のための対策

[作付拡大への支援]

- 稲WCS専用ロールベラー等の導入 (補助率1/2)
- 稲WCS生産に対する単位面積当たり助成 (上限: 13千円/10a)

- 産地づくり交付金(米の生産調整のメリット措置)の活用 (地域の創意工夫により用途や単価を設定)

[利用拡大への支援]

- 稲WCSの給与実証への支援 (10千円/10a)

飼料用米の利活用の推進

- ・ 飼料用米とは、家畜の飼料原料として生産される米(稲の子実)。
- ・ 現在、飼料用米向けの専用品種があるわけではないが、加工用に多収品種として開発されたものや稲WCS向けに開発された品種で子実が多収のものが使われることが多い。
- ・ 飼料用米が一般的な配合飼料の原料として広く利用されるためには、①価格が輸入とうもろこし価格より優位であること、②畜産物の品質に考慮した配合となっていることが必要である。

【メリット】

(稲作農家)

- ・ 水田の有効利用。
- ・ 通常の稲作栽培体系と同じで取り組みやすい。
- ・ 農機具などの新規投資不要。
- ・ 連作障害がない。

(畜産農家)

- ・ 輸入とうもろこしより安ければ、配合飼料の原料として利用が可能。
- ・ 長期保存が可能。
- ・ 配合飼料の場合、特別な設備や手間が不要。

【普及拡大のための課題】

- ・ 輸入とうもろこしとの価格差縮小。
- ・ 安定した供給計画の策定。
- ・ 多収品種の種子の安定供給。
- ・ 保管・流通体制の確立。
- ・ 配合飼料の原料として本格的に取り扱うには、既存施設の見直し等配合飼料工場の条件整備。

○ 飼料用米の作付面積

(単位: ha)

年度	17	18	19
全国計	45	104	292

出所:生産局畜産部畜産振興課調べ。

○飼料用米生産・利用拡大のための対策

【生産拡大への支援】

- 産地づくり交付金(米の生産調整のメリット措置)の活用(地域の創意工夫により使途や単価を設定)。
- 米の生産調整の拡大を図るため、「非主食用米低コスト生産技術確立試験契約」を締結した農業者に対し、地域水田農業活性化緊急対策により一時金を交付。

【利用拡大への支援】

- 20年産の飼料用米の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し、飼料用米導入定着化緊急対策により定額補助。
- 飼料用米の利活用に必要な機械等の整備を支援。

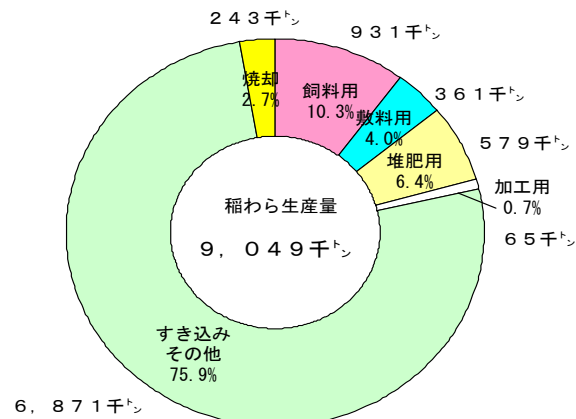


飼料向けとなる多収品種の子実(上段: 粳、下段: 玄米)
(左側2つが飼料専用品種、右側は主食用)

稲わら利用の推進について

- ・ 稲わらの生産量に対して、飼料用への仕向けは約10%であり、飼料自給率の向上や口蹄疫問題等も考慮すれば、今後、すき込み、焼却されている国産稲わらの一層の飼料利用を推進することが重要。
- ・ 稲わらが不足する地域へ、稲わら生産地帯から広域流通により供給する体制を確立することが喫緊の課題。

○国産稲わらの用途別利用状況(平成18年産)



九州北部の水田地帯から収集した稲わらを圧縮梱包し、南九州を中心とした需要県への広域流通を促進するための調査や実証を全国農業協同組合連合会が久留米市を拠点に、平成18年10月より実施。

- ・ 200kg/個の稲わらロールベールを解体し、20kg/個のコンパクトベールに圧縮梱包
- ・ 圧縮梱包することにより、輸送及び保管の効率性、給与作業の利便性が向上。
- ・ コンパクトベール量産による低コスト化が必要。

○飼料用稲わら需給の推移

(単位:千トン)

区分	稲わら生産量 ①	飼料仕向量 ②	飼料利用率 ③=②/①	輸入量 ④	飼料需要量 ⑤=②+④	自給率 ②/⑤
昭和55年産	11,659	1,855	15.9%	48	1,903	97.5%
平成 2年産	10,119	1,646	16.3%	181	1,827	90.1%
7年産	10,309	1,343	13.0%	223	1,566	85.8%
12年産	9,417	1,085	11.5%	230	1,314	82.6%
14年産	9,026	1,077	11.9%	103	1,181	91.2%
15年産	8,714	1,011	11.6%	179	1,190	85.0%
16年産	9,017	924	10.2%	147	1,071	86.3%
17年産	9,290	1,077	11.6%	12	1,089	98.9%
18年産	9,049	931	10.3%	20	951	97.9%

注: 輸入稲わらは、こも・むしろ等加工品を含む。



放牧の推進について

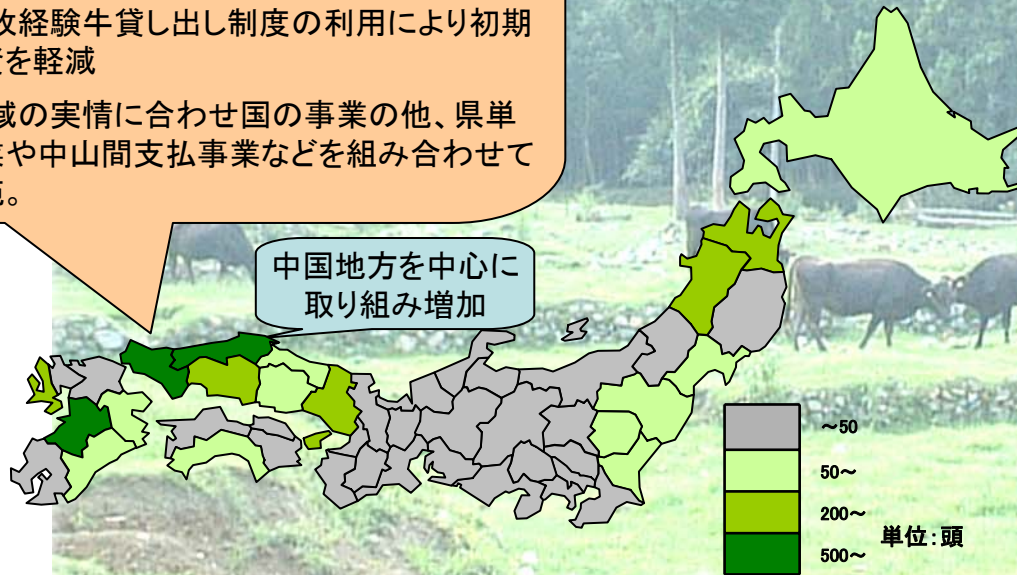
- ・ 飼料費節減や飼養管理、飼料生産作業の省力化によるコストダウンの観点から放牧への取組が有効。
- ・ 最近では、低コストなソーラー電気牧柵、効果的なダニ忌避剤が開発されたことも相まって、肉用繁殖牛の耕作放棄地や水田への放牧が全国的に増加傾向にある。
- ・ 今後、中山間地域における耕作放棄地の解消や棚田保全の観点から、転作田、野草地など多様な土地を利用した放牧を推進する必要。

優良事例の特徴

- 放牧を始める地域住民の理解を得るために行政が積極的に関与。
- 放牧経験牛貸し出し制度の利用により初期投資を軽減
- 地域の実情に合わせ国の事業の他、県単事業や中山間支払事業などを組み合わせて実施。

中国地方を中心に
取り組み増加

水田放牧マップ
(肉用牛の水田放牧頭数)



放牧のメリット

- 飼育管理・飼料生産労働の削減
- 購入飼料費の削減
- 牛の健康増進(衛生費の削減、繁殖成績の向上)のほか
- 耕作放棄地の解消、未利用地利用
- イノシシ害等の防止にも有効

〔放牧推進のための主な対策〕

- 器具機材導入・簡易施設等設置への助成
- 放牧地等の造成整備、家畜保護施設等への助成
- 放牧基盤拡大のための土地の借り入れへの助成
- 水田への放牧に対する助成

<放牧牛貸付制度への支援(20年度新規事業)>
○放牧経験牛の貸し出し(レンタカウ)制度を地域に構築することへの助成

○肉用牛の水田放牧頭数の推移

(単位:頭数)

年度	放牧頭数
平成15年度	2,818頭
平成16年度	3,170頭
平成17年度	3,270頭
平成18年度	4,453頭
平成19年度(見込み)	4,660頭

(農林水産省畜産振興課調べ)

飼料生産の外部化等の推進

コントラクター

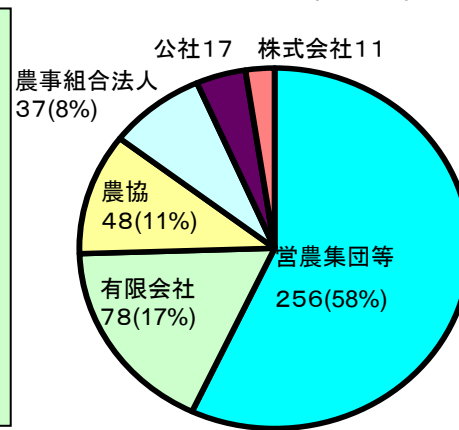
- 飼養規模拡大や高齢化の進展による飼料生産労働力不足に対応するため、飼料生産組織やコントラクターによる労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要。
- コントラクター組織数は増加しているものの、地域的な偏り(北海道と九州で約6割)や共同作業的な組織にとどまっている例も散見。
- 今後は、地域の飼料生産の中核を担うコントラクターや生産された粗飼料を主体としたTMR(完全配合飼料)を畜産経営に供給するためのTMRセンターの育成を推進。

○コントラクターの概要

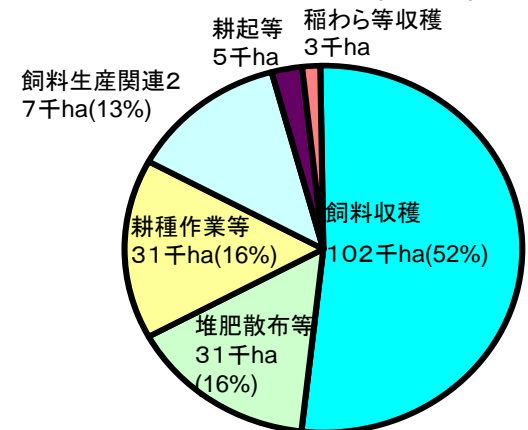
	H12年度	→	18年度
組織数(全国)	180		447
北海道	77		165
九州	48		104
利用農家数(全国)	14,973		20,656
北海道	3,249		7,491
九州	6,665		7,577
受託面積(全国)	61,581ha		101,702ha
北海道	51,869		89,712
九州	3,737		3,897

* 受託面積は飼料収穫作業の受託面積

形態別組織数(H18)



作業別受託面積(H18)

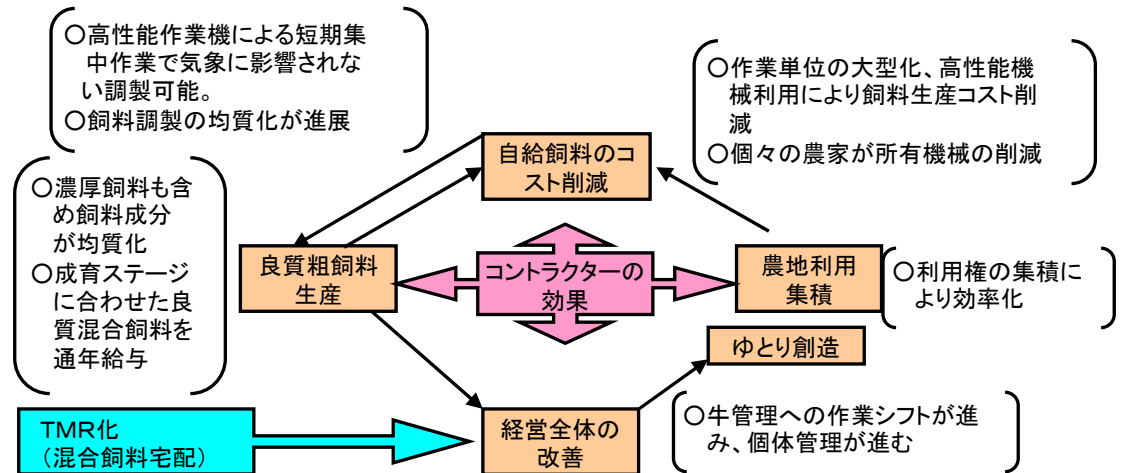


TMRセンター

- TMR(粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミン、添加物等を混ぜ合わせ、必要な栄養素をすべて含んだ混合飼料)を調製し畜産経営に供給する施設。
- 北海道を中心に組織数が増加。

	15年度	→	18年度
組織数	34		59
(うち北海道)	(7)		(24)

TMR普及率: 17%(個別農家を含む: 16年度)



青刈りとうもろこしの作付拡大について

- ・ 青刈りとうもろこしの作付面積は、平成2年の126千ヘクタールを最高に減少傾向で推移。
- ・ 近年の配合飼料価格高騰の中、道東向けの新品種の育成・普及や少労力収穫機(細断型ロールベアー)の開発・普及、作付奨励事業の効果等により、平成19年は作付面積の減少に歯止めがかかり増加に転じた。

○青刈りとうもろこし作付けのメリット

- ・ 牧草に比較し、高栄養で高収量が期待できる作物
- ・ トウモロコシサイレージの給与比率を高めることにより配合飼料の使用量低減が可能。

○課題

- ・ 生産時の労力がかかる(取り扱いやすいロールベールサイレージ体系への移行)。
- ・ 道東など冷涼な地域に適する品種、西南暖地の二期作用品種が不足
- ・ 単位面積当たり収量(単収)の伸び悩み及び品質把握が必要

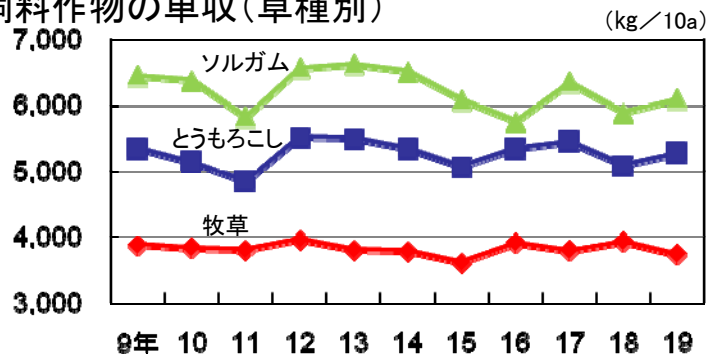
○飼料作物の草種別作付面積の推移

(単位: 千ha)

区分	平成2年	12	17	18	19
牧草	837	809	782	777	773
青刈りとうもろこし	126	96	85	84	86
ソルガム	36	25	20	19	19
合計	1,046	945	906	898	897

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○飼料作物の単収(草種別)



・青刈りとうもろこしのロールベール給与を可能とするために開発された「細断型ロールベアー」

〔青刈りとうもろこしの作付けを支援する主な対策〕

○草地更新時に青刈りとうもろこし等の高収量作物に転換する際の助成

○青刈りとうもろこしの栽培・収穫作業への労力不足を解消するために受託組織(コントラクター)を活用する際の受託組織への助成

<新規作付への支援(20年度新規事業)>

○飼料作物が作付けられていなかった畑地や耕作放棄地に新たに青刈りとうもろこしを作付ける際の助成

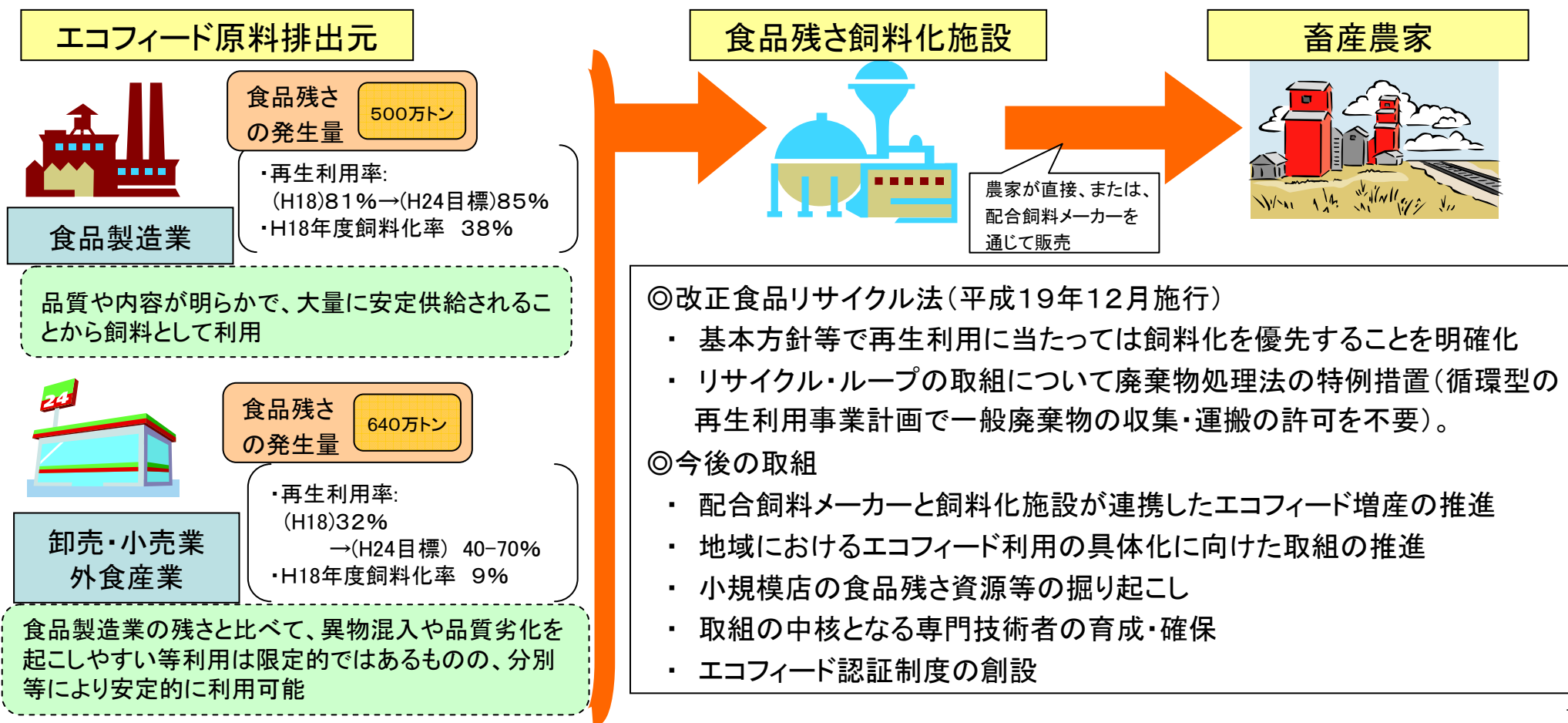
<専用収穫機等への支援(20年度新規事業)>

○収穫機等の飼料費低減に資する機械等への助成

食品残さの飼料化(エコフィード)の一層の推進

- ・ 食料自給率向上の取組の一環として、食品残さの飼料化(エコフィード)を推進。
- ・ 食品産業から排出される食品残さの飼料化率(※)は、着実に上昇(15年度17%→18年度22%)。
- ・ 平成19年12月に、改正食品リサイクル法が施行。同法に基づく基本方針等においては、再生利用に当たっては飼料化を優先することを明確化。
- ・ さらに、個々の畜産農家が飼料化業者と連携した取組の推進に加え、エコフィードの配合飼料としての利用拡大を推進。
- ・ こうした取組を通じて、エコフィードの一層の利用拡大を推進。

(※)食品廃棄物等の発生量全体に占める飼料化の割合。



生産性向上の取組

○ 生産現場においては、飼養管理のあり方を点検・検証し、最大限効率的な生産を目指すことが重要。

酪農：牛群検定情報に基づく栄養管理や過肥防止による受胎率の向上、乳房炎対策の実施や高能力牛群の整備、栄養価の高いとうもろこしサイレージやTMRの利用

肉用牛：確実な発情発見と適期授精による受胎率の向上、飼養環境の改善による肥育牛の飼料要求率の改善や肥育期間の短縮、稲WCSや国産稲わらの利用

養豚：オールイン・オールアウト等の飼養衛生管理の徹底による事故率の低減、エコフィードの利用

養鶏：暑熱対策等飼養環境の改善による飼料要求率の改善や産肉・産卵成績の向上、エコフィードの利用

〈取組事例〉

～酪農～

取組の概要

- ・経産牛80頭を飼養する酪農経営（H県）
- ・牛群検定情報をもとに栄養過多となっている牛を確認し、飼料給与量を改善
- ・粗飼料分析を月に1回実施し、栄養価に合わせた飼料給与を実施

取組の効果

- ・乳量を維持しつつ、飼料費を低減（17%低減）
- ・経営全体で飼料費を大幅に削減（年間310万円削減と試算）

～養豚～

取組の概要

- ・繁殖雌豚約200頭を飼養する繁殖肥育一貫経営（I県）
- ・簡易離乳豚舎、高圧洗浄機の導入によるオールイン・オールアウトの徹底のほか、子豚の保温箱の設置により飼養環境を改善

取組の効果

- ・発育が良好となり、出荷日齢が短縮（190日齢→180日齢）
- ・事故率が低減（13%→8%）（年間出荷頭数が約200頭増加することにより、年間約450万円の所得増と試算）

～肉用牛～

取組の概要

- ・繁殖雌牛86頭を飼養する和牛繁殖経営（M県）
- ・ほ乳ロボットを導入し、早期離乳による親牛の発情回帰を早期化
- ・発情発見機を導入し、発情を見逃さないよう監視体制を強化

取組の効果

- ・分娩後初回種付けが短縮（従来より約4週間短縮）
- ・分娩間隔の短縮により、ほぼ1年1産を達成（経営全体で年間約230万円の収入増と試算）

～養鶏～

取組の概要

- ・採卵鶏約24万羽を飼養する経営（A県）
- ・鶏舎の飼養環境をコンピュータ制御で最適化
- ・鶏舎からGPセンターまでをHACCP手法に基づき衛生的に管理し、ブランド販売

取組の効果

- ・1羽当たり産卵量19kg/年以上、飼料要求率2.0以下など、良好な農場成績を達成
- ・高付加価値化により、鶏卵1kg当たり約10円の収益増を達成

飼料価格の高騰に対応した消費者理解の促進

- 飼料価格の高騰等の情勢や生産者の生産性向上の取組等について、関係者や消費者に認識や理解を共有してもらうための協議会を設置(19年5月22日)。
- 本協議会は、生産者、加工・流通業者、消費者等を構成員とし、理解醸成のための意見交換を行うとともに、当該関係者による具体的な取組を促進。配合飼料価格が引き続き上昇している現状を踏まえ、今後とも更に取組を推進。
- 各種団体による理解醸成の取組は、マスコミ等にも取り上げられており、国民の関心も高い。

○理解醸成協議会の取組

・中央協議会の開催

19年度においては、5月から3月にかけて、計4回開催
20年度は、7月4日に開催

・マスコミ等への情報提供(新聞解説者への説明等)

・ブロック毎の地域協議会の開催

7月から9月にかけて、9ブロック10か所で開催

参加者数:約1,400名

北海道(札幌市)223名、東北(仙台市)97名、関東(東京都)120名、北陸(金沢市)97名、東海(名古屋市)79名、近畿(大阪市)111名、中国(広島市)260名、四国(高松市)132名、九州(福岡市)214名、沖縄(那覇市)102名

・消費者向けパンフレットの作成・配布

消費者団体、卸・小売り団体、生産者団体、マスコミ、都道府県等に配布(5万部+簡易版50万部)

○消費者団体の取組

- ・ パルシステム生活協同組合連合会は、組合員(104.9万人)に対し、穀物高騰等により、畜産物価格を値上げせざるを得ない状況について説明した情報紙を配布。
- ・ 生活クラブ生協連合会(組合員数27万人)は、カタログにおいて畜産物の値上げの背景について情報提供。
- ・ 東都生活協同組合(組合員約20万人)は、畜産物の生産コストが上昇している状況を説明したリーフレットを配布。



○生産者団体の取組

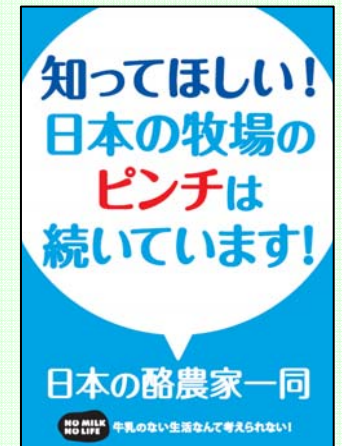
- ・ 全農は、1月から3月及び6月、7月以降は毎月29日に国産畜産物消費拡大キャンペーンを実施。9月から来年1月まで、店頭で国産畜産物応援キャンペーンを実施。
- ・ 中央酪農会議は、昨年10月以降、酪農をめぐる状況変化を消費者に発信するための活動を実施中。

6月1日には「牛乳の日」イベントを東京で開催

- ・ 酪農への理解醸成を図るための搾乳・哺乳体験やクイズラリー等を実施。
- ・ 酪農家の現状を訴えるためのパネル展示やリーフレットの配布(1.1万部)を実施。

9月を酪農の危機を回避するための生産者緊急活動期間として、9月10日に緊急記者会見を行い、生産者の窮状をマスコミ各社(約40社)に訴求するなどの情報発信を展開中。

- ・ 全国酪農青年女性会議は、9月11日に酪農危機突破緊急代表者集会を行うとともに、乳業メーカーや量販店に対し乳価や小売価格引上げ要請。
 - ・ 各指定生乳生産者団体においても、酪農の現状についての理解を求め、イベント開催やリーフレットの配布といった街頭活動等を実施。
- 関東:6月1日、北陸:9月13日、東海:9月9日~15日、近畿:7月20日、21日、九州:9月13日、27日
各都道府県段階でも、理解醸成活動を実施。



国内外の畜産物価格の動き

- 国内では、一部の食肉価格等で値上げの動き。本年4月から飲用乳価は約3円値上げされ、牛乳の小売価格も値上げ。来年3月から、さらに10円乳価を値上げ。ブランド卵についても8月以降値上げされ、一般卵の卸値も上昇。
- 米国では、トウモロコシ価格の影響等により、畜産物の消費者物価指数の上昇を予測。

○国内の畜産物価格の動き

- ・ 平成19年9月14日(読売新聞)
生活クラブ生協連合会は、10月から11月にかけて、共同購入用の牛肉を10%、豚肉を7%、鶏肉を3%それぞれ値上げを決定。
- ・ 平成19年12月17日(日経MJ)
JA全農ミートフーズは、一部スーパー向けに固定価格で販売している肉類を08年度は約1割値上げする方針を決定。
- ・ 平成20年2月8日(産経新聞他)
明治乳業、森永乳業、日本ミルクコミュニティの乳業大手3社の牛乳値上げが出そろう。
- ・ 平成20年4月17日(日経新聞他)
明治乳業は家庭用バターを5月1日出荷分から7.7~8.6%引き上げ。雪印乳業、よつ葉乳業、森永乳業は値上げを発表しており、大手がそろって踏み切った。
- ・ 平成20年7月24日(毎日新聞他)
JA全農たまご、イセ食品は、大手スーパーとの間で進めてきたブランド卵の値上げ交渉がほぼ決着。8月から順次、卸値を1パック(10個)あたり30円程度の引き上げる方針。
- ・ 平成20年10月17日(日経新聞他)
関東生乳販連は、日本ミルクコミュニティと乳価を来年3月からキロ当たり10円引き上げることで合意。他の大手乳業ともほぼ同様の条件で合意。

○世界の畜産物価格の動き

- ・ 平成19年12月3日(日本農業新聞)
飼料や原油の価格高騰を受け、生産者乳価が米国では昨年の約1.7倍。オーストラリアや英国でも約3割上昇。
- ・ 平成20年6月3日(日本経済新聞)
欧州連合は、食料品の物価上昇率が前年比で7%を越えたとの報告書をまとめた。上昇幅が大きいのは乳製品、卵で前年比14.9%。
- ・ 平成20年7月28日(タイソンフーズ発表)
米国食肉大手のタイソン・フーズの4~6月期の販売価格は、前年同期比で牛肉2.6%、豚肉2.7%、鶏肉6.9%上昇。
- ・ 米国における消費者物価指数(CPI)は上昇の見込み。

	消費者物価指数(対前年(%))		
	2006	2007	2008 (予測値)
牛肉	+0.8	+4.4	+3.0~4.0
豚肉	▲0.2	+2.0	+1.5~2.5
鶏肉	▲1.8	+5.2	+3.5~4.5
鶏卵	+4.9	+29.2	+13.5~14.5
乳製品	▲0.6	+7.4	+8.0~9.0

資料:USDA「CPI for Food Forecasts」
注:2008(予測値)は、2008年9月19日時点。

平成21年度の畜産関係主要予算要求の概要

- 国際的な穀物価格の上昇に対応するためには、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の生産・利用の一層の拡大を進めていくことが必要。このため、配合飼料価格安定制度の安定運用のための財源を確保するとともに、粗飼料の広域流通、TMR等を活用したエコフィード増産、飼料基盤に立脚した酪農等を推進。
- また、中小・農協系乳業の改革と集送乳の合理化による指定団体の機能強化を図るため、乳業工場の再編整備を促進するとともに、指定団体による大規模クーラーステーションの整備等を促進。

配合飼料価格安定制度の安定運用

1 事業の概要

配合飼料価格の急激な上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和

- ・ 異常補てん基金を計画的に積み増し
- ・ 通常補てん基金による市中銀行からの借入れに対し利子助成

2 事業実施主体

(社)配合飼料供給安定機構

3 要求額

11,000(6,000)百万円

食品残さ等原料TMRの利用推進

1 事業の概要

食品残さや自給飼料を原料とするTMR(完全混合飼料)の生産・利用の拡大を推進

- ・ 食品残さ等を飼料原料として利用するTMR製造の取組に対し助成
- ・ 必要な機械・施設の整備に対し助成

2 事業実施主体

民間団体

3 要求額

300(0)百万円

乳業の再編と指定団体の機能強化

1 事業の概要

中小・農協系乳業を中心とした乳業工場の再編と指定団体の機能強化を促進

- ・ 乳業工場の再編を促進するため、広域的・大規模な再編統合の場合の要件を緩和
- ・ 指定団体による大型クーラーステーションの整備を拡充・強化するとともに、余乳処理工場の整備を促進

2 事業実施主体

民間団体

3 要求額

5,120(4,120)百万円

粗飼料の広域流通の推進

1 事業の概要

粗飼料の生産・利用の飛躍的拡大を推進

- ・ 新たに地域を越えて粗飼料を広域流通する取組に助成
- ・ 国産粗飼料の広域流通拠点の整備に対し助成

2 事業実施主体

民間団体

3 要求額

2,391(1,822)百万円

飼料基盤に立脚した酪農の推進

1 事業の概要

飼料自給率の向上、環境と調和した酪農経営の確立を促進

- ・ 飼料自給率の向上等に資する取組を実施する酪農家に対し助成

2 事業実施主体

民間団体

3 要求額

7,062(5,446)百万円

国内における食料供給力の強化

水田等有効活用自給力強化向上総合対策 総額 3,025億円

水田等有効活用自給力強化向上対策 2,233億円

水田等有効活用促進対策 526億円

ポイント

- 食料自給率・自給力向上に資する作物の生産拡大を後押し！
- 生産調整の拡大に円滑に対応！
- 米粉・飼料用米等による水稲での生産調整の対応が可能！

○ 転作の拡大など、新たに自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

【水田等有効活用促進交付金 40,419百万円】
 【生産条件不利補正交付金のうち成績払 1,146百万円】
 【水田等有効活用促進指導費交付金 1,482百万円】

- ・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成
 米粉・飼料用米等 : 5万円/10a
 麦、大豆、飼料作物 : 3.5万円/10a（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）
 （水田裏作、畑不作付地への作付拡大は 1.5万円/10a（助成期間：3年、1年））
- ・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）
 上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定
 （参考）経営所得安定対策助成水準
 固定払 小麦：2.7万円/10a、大豆：2.0万円/10a（助成平均水準）
 成績払 小麦：2,110円/60kg（1等Aランク）、大豆：3,168円/60kg（1等）

○ 生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515百万円】
 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業） 4,030百万円】

産地確立交付金 1,477億円

ポイント

- 既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給率・自給力向上の効果が高まるよう見直し！

○ 産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう改善

- ・調整水田等不作付地を助成対象から除外することを検討する等、自給率・自給力向上の観点から使途を重点化
- ・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 230億円

ポイント

- 緊急的に耕作放棄地を解消するため総合的・包括的に支援！

○ 耕作放棄地の再生利用のための活動等に取り組む主体に対して交付金を交付

- 再生利用活動
 - ・障害物除去、深耕等
 - ・荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10a（取組初年度のみ）
 - ・土壌改良等
2.5万円/10a（営農開始までの間で最大2年間）
- 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等）
- 営農定着活動（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
 - ・資機材等の初期投資、導入作物の適性確認等
2.5万円/10a（営農開始以降の最大2年間）

その他関連対策 792億円

◇飼料自給率向上対策 128億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコフィードの生産拡大に向けた支援等を実施

【酪農飼料基盤拡大推進事業 7,062百万円】
 【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300百万円】
 【耕畜連携水田活用対策事業 5,404百万円】

◇国産野菜・果実等の利用拡大対策 80億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

【国産原材料供給力強化対策 8,025百万円】

◇米粉利用拡大を図る技術開発、多収性稲種子の安定供給 2億円

米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援

【低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
 （米粉利用を加速化する基盤技術の開発） 134百万円】
 【多収性稲種子の安定供給支援事業 58百万円】

◇食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信 48億円

国産食料品等の購入へポイントを付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

【食料自給率戦略広報推進事業 1,700百万円】
 【国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 300百万円】
 【食品産業表示推進事業 16百万円】
 【食品廃棄物発生抑制推進事業 48百万円】
 【フードバンク活動実態調査事業 27百万円】
 【にっぽん食育推進事業 2,688百万円】

◇面的集積・水田汎用化関連基盤整備 534億円

担い手への面的集積を図りつつ耕地利用率を向上させるための基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

【農地有効活用緊急基盤整備事業 2,000百万円】
 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農地有効活用緊急支援） 100百万円】
 【農地集積加速化基盤整備事業 22,000百万円】
 【国営農地再編整備事業 13,685百万円】
 【地域水田農業支援排水対策特別事業 2,783百万円】
 【畜産担い手育成総合整備事業 12,871百万円】